

組見本 (B5判縮小)

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
 ●法令改正などに対応して発行される追録(有料)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
 ●さしかえない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
 ●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第4章 作業別災害防止 第1 電気作業

第1 電気作業

電気機械器具・手持型電燈等による感電災害防止するための留意点

項目	留意点
電気機械器具の充電部分	電気機械器具の充電部分(電熱器の発熱体の部分、抵抗溶接の部分等電気機械器具の使用の目的により露出することがやむを得ない充電部分を除く。)で、労働者が作業中又は通行の際に、電体を介する接触を含む。し、又は接近することにより感電を生ずるおそれのあるものについては、感電を防止するため絶縁覆いを設けなければならない。ただし、絶縁室、裏面画された場所、事業者が労働安全衛生規則36条4号の業務に就いている者(以下「電気取扱者」という。)以外の者の立入りを許す場所に設置し、又は電柱上、塔上等隔離された場所で、電気取扱者以外の者が接近するおそれのないところに設置する電気機械器具

第4章 作業別災害防止 第7 高所作業

原状回復措置	事業者は、上記項目「適用除外(足場用墜落防止設備を設けなくてもよい場合)」の規定により、作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちに当該設備状に復さなければならない(安衛則563⑩)。
労働者の安全帯使用義務	労働者は、安全帯の使用を指示されたときは、これを使用しなければならない(法26、安衛則563⑦)。 注 平成27年厚生労働省令30号による改正前の労働安全衛生法563条3項の「安全帯等」を「安全帯」としたものであり、安全衛生法施行令13条3項28号の安全帯に限る趣旨である(平27・3・31基発0331第9)。

〔わく組足場以外の足場(単管足場等)〕
 ○墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例

改正前	改正後
措置例1 +中さん(高さ35~50cmの位置) +横木(高さ10cm以上)	措置例2 +中さん(高さ85cm以上の位置) +中さん(高さ35~50cmの位置) +メッシュシート

新日本法規出版株式会社
 本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

第4章 作業別災害防止 第7 高所作業

作業床等の基準

項目	留意点
作業床等の基準	足場(一側足場を除く。)における高さ2m以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない(法20-1、安衛則563⑪)。 ① 床材は、支点間隔及び作業時の荷重に応じて計算した曲げ応力の値が、次の表の左欄に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる許容曲げ応力の値を超えないこと。

木材の種類	許容曲げ応力(単位 ニュートン毎平方cm)
あかまつ、くろまつ等	1,320
すぎ、もみ、えぞまつ等	1,030
かし	1,910
くり、なら、ふな等	1,470
アビトン又はカポールをフェノール樹脂により接着した合板(合板足場の規格—B55-12-26労省105)	1,620

第7章 健康管理 第2 過重労働対策

過重労働対策として事業者が行うべき事項

○過重労働による健康障害防止のための総合対策について(平18・3・17基発0317008)

時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、労働時間等の設定の改善及び労働者の健康管理に係る措置の徹底を示した行政指導等による。

項目	必要な措置の内容等
趣旨	長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られている。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、当該医学的知見を踏まえ、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要である。 このため、厚生労働省においては、平成14年2月から「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(以下「旧総合対策」という。)に基づき所要の対策を推進してきたところであるが、今般、働き方の多様化が進む中で、長時間労働に伴う健康障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる

図解

労働安全衛生の手引

編集 労働安全衛生法令研究会
 【代表】 石井 義脩 (学校法人 産業医科大学 産業衛生教授、労働衛生コンサルタント)
 栗真 保紀 (一般財団法人 全日本労働福祉協会)



- **図やイラストでビジュアルに解説!**
 法定事項の理解を助ける【図】や【イラスト】を多数掲載しています。
- **複雑な法規制も表形式で一目瞭然!**
 膨大で複雑な法規制を、指針や通知を織り交ぜながら表形式で簡潔にまとめています。また、違反した場合の【罰則】も明示しています。
- **信頼できる確かな内容!**
 豊富な知識と経験を有する実務家が、企業の担当者向けに編集・執筆しています。

追録購読者特典 電子書籍版を無料で利用できます。

0120-089-339 (通話料無料)
 受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
 WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
 E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁3,364頁
 定価15,400円(本体14,000円) 送料1,170円
 ■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。
 ●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

最新の法規制を整理し、ポイントを明確化!!

掲載内容

第1章 安全衛生全般

第1 安全衛生管理体制

- 総括安全衛生管理者を選任すべき事業場
- 総括安全衛生管理者の選任・職務
- 安全管理者を選任すべき事業場
- 安全管理者に必要な資格
- 安全管理者が行うべき職務
- 衛生管理者を選任すべき事業場
- 安全管理者の専任
- 衛生管理者の選任等、衛生工学衛生管理者の選任
- 衛生管理者に必要な資格
- 衛生管理者が行うべき職務
- 安全管理者等を選任すべき事業場
- 産業医を選任すべき事業場
- 産業医の職務と権限
- 作業主任者を選任すべき作業
- 統括安全衛生責任者の選任
- 元方安全衛生管理者を選任すべき事業場
- 店社安全衛生管理者を選任すべき事業場
- 安全衛生責任者を選任すべき事業場
- 安全・衛生委員会を設置すべき事業場
- 安全・衛生委員会の構成と運営
- 派遣元事業者が実施すべき安全衛生確保措置
- 派遣先事業者が実施すべき安全衛生確保措置

第2 安全衛生管理活動

- 労働安全衛生マネジメントシステム
- 労働者の救護に関して事業者が行うべき事項
- 危険性・有害性等の調査等に関する指針
- 機械譲渡者等による危険性等の通知に関する指針
- 危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等
- 労働衛生対策の推進に関する基本方針

第3 安全衛生教育

- 事業場で行うべき安全衛生教育の対象者と種類
- 雇入れ時等における安全衛生教育
- 特別教育を必要とする業務
- 特別教育の内容
- 職長教育の対象業種と内容
- 能力向上教育の対象者と内容
- 危険・有害業務従事者に対する安全衛生教育
- 派遣労働者に対する安全衛生教育

第3の2 安全衛生改善計画等

- 特別安全衛生改善計画の作成
- 安全衛生改善計画の作成

第4 届出・報告

- 1 計画の届出
- 機械等の設置・移転・変更の届出
- 建設業の仕事のうち重大災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事の届出
- 建設業・土石採取業の仕事の届出
- 資格を有する者を参画させて作成する必要がある工事の計画及び仕事
- 2 報告
- 事故が発生したときの報告
- 労働災害等による労働者の死傷病の報告

第5 特別規制

- 1 元方事業者等
- 元方事業者が行うべき事項
- 鉄鋼生産設備の非定常作業時における労働災害防止のために元方事業者等が行うべき事項
- 特定元方事業者が労働災害の防止のため

に行うべき事項

- 特定元方事業者が統一すべき事項
- 特定元方事業者の指名は
- 製造業等の元方事業者が行うべき事項とその指名
- 数次の請負契約による場合等の救済措置
- 注文者が行うべき事項
- 化学物質等の製造設備の改造等の仕事の注文者が行うべき事項
- 建設機械について特定発注者等が行うべき事項
- 請負人が行うべき事項
- 2 機械等貸与者等
- 機械等貸与者が行うべき事項
- 機械等の貸与を受けた者・操作する者が行うべき事項
- 3 建築物貸与者
- 建築物貸与者が行うべき事項

第2章 機械別災害防止

第1 一般機械

- 1 一般原則
- 機械の作動部分等による危険を防止するための措置
- 機械の使用による災害を防止するために行うべき事項
- 機械の運転を開始するときの合図の留意点
- 切削屑を生ずる機械を使用するときの留意点
- 機械の掃除等をするときの留意点
- 機械を使用するときの安全な服装
- 2 工作機械
- 工作機械の作動部分等による危険を防止するための措置
- 工作機械の使用による災害を防止するために行うべき事項
- 帯のご盤・丸のご盤（木材加工用以外のもの）を使用するときの留意点
- 研削といしを使用するときの留意点
- 3 木材加工用機械
- 木材加工用機械の設備等による危険を防止するための措置
- 自動送材車式帯のご盤の使用による災害を防止するために行うべき事項
- 木材加工用機械作業主任者の選任・職務
- 木材加工用丸のご盤を使用するときの留意点
- 手押しかな盤・面取り盤を使用するときの留意点
- 3の2 食品加工用機械
- 食品加工用機械による危険を防止するための措置
- 3の3 食品包装機械
- 食品包装機械による危険を防止するための措置
- 4 プレス機械等
- プレス機械による危険を防止するための措置
- プレス機械等を使用するときの留意点
- プレス機械作業主任者の選任・職務
- プレス機械の定期自主検査
- プレス機械の特定自主検査
- プレス機械等の点検・補修
- 5 遠心機械等
- 遠心機械等の作動部分等による危険を防止するための措置
- 遠心機械等の使用による災害を防止するために行うべき事項
- 遠心機械の定期自主検査・補修
- 6 産業用ロボット
- 産業用ロボットの教示等における危険を

防止するための措置

- 産業用ロボットの運転中の危険を防止するための措置
- 産業用ロボットの検査・点検
- 第2 荷役運搬機械等
- 1 一般原則
- 車両系荷役運搬機械等を使用するときに必要な事前措置
- 車両系荷役運搬機械等の転落・接触等を防止するための措置
- 車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときの留意点
- 車両系荷役運搬機械等の使用による災害を防止するために行うべき事項
- 車両系荷役運搬機械等の運転・修理等を行うときの留意点
- 2 フォークリフト
- フォークリフトに必要な安全設備と使用制限
- フォークリフトの定期自主検査
- フォークリフトの特定自主検査
- フォークリフトの点検・補修等
- 3 ショベルローダー等
- ショベルローダー等の安全設備と使用上の留意点
- ショベルローダー等の定期自主検査
- ショベルローダー等の点検・補修等
- 4 ストラドルキャリアー
- ストラドルキャリアーの安全設備と使用上の留意点
- ストラドルキャリアーの定期自主検査
- ストラドルキャリアーの点検・補修等
- 5 不整地運搬車
- 不整地運搬車の安全設備と使用上の留意点
- 不整地運搬車への荷積卸し作業を行うときの留意点
- 不整地運搬車の荷台への乗車制限等
- 不整地運搬車の定期自主検査
- 不整地運搬車の特定自主検査
- 不整地運搬車の点検・補修等
- 6 構内運搬車
- 構内運搬車の安全設備と使用上の留意点
- 構内運搬車への荷の積卸し作業を行うときの留意点
- 構内運搬車の点検・補修等
- 7 貨物自動車
- 貨物自動車に必要な安全設備
- 貨物自動車を使用するときの留意点
- 貨物自動車への荷の積卸し作業を行うときの留意点
- 8 コンベヤー
- コンベヤーの安全装置と使用上の留意点
- コンベヤーの点検・補修等
- 第2の2 木材伐出機械等
- 1 車両系木材伐出機械
- 車両系木材伐出機械に必要な安全設備
- 車両系木材伐出機械を使用するときに必要な事前措置
- 車両系木材伐出機械の使用による危険を防止するために行うべき事項
- 車両系木材伐出機械を運転するときの留意点
- 車両系木材伐出機械を使用するときの留意点
- 車両系木材伐出機械の定期自主検査・点検・補修等
- 伐木等機械の使用による危険を防止するために行うべき事項
- 走行集材機械の使用による危険を防止す

るために行うべき事項

- 架線集材機械の使用による危険を防止するために行うべき事項
- 2 機械集材装置及び運材索道
- 林業架線作業を行うときに必要な事前措置
- 林業架線作業主任者及び作業指揮者
- 機械集材装置及び運材索道に必要な安全措置等
- 機械集材装置及び運材索道の使用による危険を防止するために行うべき事項
- 3 簡易架線集材装置
- 簡易林業架線作業を行うときに必要な事前措置
- 簡易架線集材装置に必要な安全措置等
- 簡易架線集材装置の使用による危険を防止するために行うべき事項
- 第3 建設機械等
- 1 車両系建設機械
- 車両系建設機械に必要な安全設備
- 車両系建設機械を使用するときに必要な事前措置
- 車両系建設機械の転落・接触等による危険を防止するための措置
- 車両系建設機械を運転するときの留意点
- 車両系建設機械による荷のつり上げ作業を行うときの留意点
- 車両系建設機械を使用するときの留意点
- 車両系建設機械の定期自主検査
- 車両系建設機械の特定自主検査
- 車両系建設機械の点検・補修等
- コンクリートポンプ車による危険を防止するために行うべき事項
- 解体用機械を使用するときの留意点
- 2 くい打機等
- くい打機等に必要な強度と倒壊防止措置等の安全設備
- くい打機等の巻上げ用ワイヤロープに必要な措置
- くい打機等を使用するときの合図・作業指揮
- くい打機等の使用による災害を防止するために行うべき事項
- 3 ジャッキ式つり上げ機械
- ジャッキ式つり上げ機械に必要な安全基準
- ジャッキ式つり上げ機械を使用するときの留意点
- 4 高所作業車
- 高所作業車に必要な安全設備と作業計画
- 高所作業車を使用するときの合図・作業指揮
- 高所作業車を走行させるときの留意点
- 高所作業車の使用による災害を防止するために行う事項
- 高所作業車の定期自主検査
- 高所作業車の特定自主検査
- 高所作業車の点検・補修等
- 5 軌道装置
- 軌条・まくら木・道床に必要な措置
- 軌道から脱線等を防止するための基準・装置
- 建設中のすい道等の内部に軌道装置を設けるときの留意点
- 人車に必要な構造要件等
- 軌道装置の使用による災害を防止するために行うべき事項
- 軌道装置の定期自主検査・点検・補修等
- 手押し車両の構造と運転するときの留意点
- 第4 型枠支保工
- 型枠支保工の材料・構造等に必要な措置

○型枠支保工の組立図の作成とその基準

- 型枠支保工による災害を防止するための措置
- コンクリートの打設作業・型枠支保工の組立解体作業を行うときの留意点
- 型枠支保工の組立て等作業主任者の選任・職務
- 第5 ボイラー
- 1 製造等
- ボイラー
- ボイラーの製造許可
- 製造したボイラー等の検査
- 2 設置等
- ボイラーの設置の届出
- 設置したボイラーの検査
- ボイラー据付け作業の指揮者の職務
- ボイラー室へのボイラーの適切な設置方法
- 3 管理
- ボイラーの取扱い業務における就業制限
- ボイラー取扱作業主任者の選任・職務
- ボイラーを使用するときの遵守事項
- ボイラーの定期自主検査
- ボイラーの補修・整備
- ボイラーの性能検査
- ボイラーの変更、休止及び廃止
- 第6 圧力容器
- 1 製造等
- 第一種圧力容器
- 第一種圧力容器の製造許可
- 製造した第一種圧力容器の検査
- 2 設置等
- 第一種圧力容器の設置の届出
- 設置した第一種圧力容器の検査
- 第一種圧力容器の適切な据付位置等
- 3 管理
- 第一種圧力容器取扱作業主任者の選任・職務
- 第一種圧力容器を使用するときの遵守事項
- 第一種圧力容器の定期自主検査
- 第一種圧力容器の補修・整備
- 第一種圧力容器の性能検査
- 第一種圧力容器の変更、休止及び廃止
- 4 第二種圧力容器等
- 第二種圧力容器の管理方法
- 小型ボイラー・小型圧力容器の管理方法
- 第7 クレーン
- 1 製造・設置等
- クレーンの製造許可
- クレーンの設置の届出
- 設置したクレーンの検査
- クレーンの設置報告が必要な場合
- クレーンの適切な設置位置
- 2 使用・就業
- クレーンを使用するときの遵守事項
- クレーンの業務に就業するとき等の遵守事項
- クレーン作業における就業制限
- クレーンを使用するときの制限事項
- クレーンに専用とう乗設備を設ける場合
- クレーン作業での運転の合図の方法
- クレーン作業において周囲を立入禁止にする場合
- クレーン作業時の強風対策
- クレーンの組立て・解体時の注意点
- 3 管理
- クレーンの定期自主検査
- クレーンの点検・補修
- クレーンの性能検査
- 第8 移動式クレーン
- 1 製造・設置等

○移動式クレーンの製造許可

- 製造・設置した移動式クレーンの検査と設置報告
- 2 使用・就業
- 移動式クレーンの使用検査
- 移動式クレーンを使用するときの遵守事項
- 移動式クレーンの業務に就業するとき等の遵守事項
- 移動式クレーンの就業制限
- 移動式クレーンを使用するときの制限事項
- 移動式クレーン作業で転倒を防止するための方法
- 移動式クレーンに専用とう乗設備を設ける場合
- 移動式クレーン作業での運転の合図の方法
- 移動式クレーン作業において周囲を立入禁止にする場合
- 移動式クレーン作業時の強風対策
- 移動式クレーンの組立て・解体時の注意点
- 3 管理
- 移動式クレーンの定期自主検査
- 移動式クレーンの点検・補修
- 移動式クレーンの性能検査
- 第9 デリック
- デリックの製造許可
- デリックの設置の届出
- 製造・設置したデリックの検査
- デリックを使用するときの遵守事項
- デリックの業務に就業するとき等の遵守事項
- デリックの定期自主検査
- デリックの性能検査
- 第10 エレベーター
- エレベーターの製造許可
- エレベーターの設置の届出
- 製造・設置したエレベーターの検査
- エレベーターを使用するときの遵守事項
- エレベーターの定期自主検査
- エレベーターの性能検査
- 第11 建設用リフト
- 建設用リフトの製造許可
- 建設用リフトの設置の届出
- 製造・設置した建設用リフトの検査
- 建設用リフトを使用するときの遵守事項
- 建設用リフトの業務に就業するとき等の遵守事項
- 建設用リフトの定期自主検査
- 第12 簡易リフト
- 簡易リフトの設置の（報告）届出
- 簡易リフトを使用するときの遵守事項
- 簡易リフトの定期自主検査
- 第12の2 垂直搬送機
- 垂直搬送機による労働災害を防止するための留意点
- 第13 ゴンドラ
- ゴンドラの製造許可
- 製造・設置したゴンドラの検査
- ゴンドラの使用検査
- ゴンドラの設置の届出
- ゴンドラの使用・就業時の遵守事項
- ゴンドラの定期自主検査
- ゴンドラの性能検査

第3章 危険物・有害要因別災害防止

第1 爆発・火災等の防止

- 1 火気等の取扱い
- 溶融高熱物等による爆発・火災を防止するための対策

○火気等を取り扱うときの留意点

- 火気に関する設備等についての留意点
- 2 化学設備等
- 化学設備等を取り扱うときの留意点
- 特殊化学設備を取り扱うときの留意点
- 作業規程に定める事項
- 化学設備等の改造・修理等や化学設備等からの退避等
- 化学設備等の定期自主検査
- 化学設備等の点検等
- 3 乾燥設備
- 乾燥設備を管理するときの留意点
- 乾燥設備作業主任者の選任・職務
- 乾燥設備の定期自主検査
- 4 アセチレン溶接装置・ガス集合溶接装置
- アセチレン溶接装置を取り扱うときの留意点
- ガス集合溶接装置を取り扱うときの留意点
- アセチレン溶接装置・ガス集合溶接装置を管理するときの留意点
- ガス溶接作業主任者の選任・職務
- アセチレン溶接装置・ガス集合溶接装置の定期自主検査
- 5 各種作業
- 発破作業を行うときの留意点
- コンクリート破砕器作業を行うときの留意点

第4章 作業別災害防止

- 第1 電気作業
- 第2 掘削作業
- 第3 荷役作業
- 第4 伐木作業
- 第5 建築物の組立て・解体等作業
- 第6 玉掛作業
- 第7 高所作業
- 第8 土石流災害の防止
- 第9 その他の作業

第5章 作業環境管理

- 第1 作業環境の測定・評価・改善
- 第2 事業場の衛生基準等
- 第3 快適な作業環境の形式

第6章 作業管理

第7章 健康管理

- 第1 健康診断とその事後措置
- 第2 過重労働対策
- 第2の2 過労死等防止対策
- 第3 メンタルヘルス対策
- 第4 感染症その他の疾患対策
- 第5 健康保持増進対策
- 第6 健康情報の取扱い

索引

●第3章第1までの細目次を掲載し、以降は省略してあります。また内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。